

平成25年6月からの入札契約制度の見直しについて

川崎市財政局資産管理部契約課

公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化やダンピング対策の充実を図るため、次の改正を実施します。

1 最低制限価格及び低入札価格調査基準算定式の見直し

設計内訳	改正後	現 行
直接工事費	同 右	95%
共通仮設費	同 右	90%
現場管理費	同 右	80%
一般管理費	55%	50%
予定価格比	同 右	80%～90%

2 低入札価格調査失格基準の引き上げ

設計内訳	改正後	現 行
直接工事費	同 右	85%
共通仮設費	同 右	81%
現場管理費	同 右	72%
一般管理費	49%	45%
失格基準設定範囲	同 右	WTO政府調達協定以外の工事。ただし、「特殊な工事」は除く。

「特殊な工事」とは、予定価格6億円以上、プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式の工事

3 実施時期

平成25年6月1日以降に入札公告、指名通知を行う入札から適用します。

川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）の規定が適用される契約を除く工事等の請負契約とする。ただし、予定価格（税込）が6億円以上の特殊な工事請負契約及び予定価格（税込）が100万円未満の工事請負契約については、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の8から10分の9の範囲内で設定するものとする。

(1) 「直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額」の合計額を設計金額の合計額で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額とする。

なお、算出基礎割合が10分の9を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の9とし、算出基礎割合が10分の8に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の8とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の10分の8から10分の9の範囲内で適宜設定するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(最低制限価格設定に関する運用基準の廃止)

2 最低制限価格設定に関する運用基準(昭和56年12月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象工事は、次のものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）の規定が適用されるもの
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）によるもの
 - (3) 予定価格6億円以上の、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式によるもの及び工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工事及び機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」が計上されているもの
- (調査基準価格)

第3条 競争入札に付そうとするときは、契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格の10分の8を下らない範囲内で定めるものとする。

(価格失格基準)

第4条 第2条による対象工事（同条第1号及び第3号による対象工事を除く。）で、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした総合評価点の最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）で、前条の、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、対象工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる費用（当該費用の考え方については、「最低制限価格設定に係る運用指針」に基づくものとする。）に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）のいずれかを下回った者は失格とする。

- (1) 直接工事費の100分の85
- (2) 共通仮設費の100分の81
- (3) 現場管理費の100分の72
- (4) 一般管理費の100分の49

2 前項についての確認は、入札時に入札者より提出された積算内訳書に対して行うものとする。

(調査の対象及び実施)

第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うものとする。
（低入札価格調査委員会）

第6条 前条の調査を行うため、川崎市低入札価格調査委員会を設置する。

- (1) 低入札価格調査委員会は、財政局資産管理部長、財政局資産管理部契約課長、検査課長及び契約課係長並びに工事担当部局の関係課長及び係長をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、財政局資産管理部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- (4) 委員会の事務局は、財政局資産管理部契約課に置く。

（調査の内容）

第7条 低入札価格調査委員会は、次の内容について事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 入札者がその価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (2) 当該入札者の施工能力に関する事項
- (3) 当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 委員長は、調査の結果を財政局長に報告するものとする。

（調査結果に関する措置）

第8条 前条の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について川崎市契約審査委員会規程（昭和39年川崎市訓令第15号）に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

2 契約審査委員会の審査の結果、最低価格入札者を落札者としなないことを決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

3 前項の次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札者である場合は、その者を第5条に規定する最低価格入札者とみなし、本取扱要領を適用する。

4 第2項の規定により落札者を決定することができないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、第1項の規定により落札者としなないことを決定した入札者を再度入札に参加させないものとする。

（落札の通知）

第9条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者（以下「落札者」という。）及び入札参加者に対して、必要な通知等を行わなければならない。

（入札参加者への周知）

第10条 この要領に定める取扱いの円滑な実施を図るため、対象工事の入札に当たっては、当該入札が低入札価格調査の対象工事である旨を入札参加者に周知するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第11条 調査基準価格及び調査結果は公表するものとする。

2 調査基準価格の公表は、落札者決定後行うものとする。

(落札者との契約)

第12条 落札者と契約を締結する場合の前払金は、請負金額の2割以内の額とすることができるものとする。

2 落札者と契約を締結する場合の契約保証金は、請負金額の3割の額とする。

3 落札者と契約を締結した場合は、工事の施工に当たり、工事担当部局は、監督体制を強化するとともに中間検査を実施するものとする。

(総合評価一般競争入札)

第13条 総合評価一般競争入札による場合において、第5条中「予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったとき」とあるものを「最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ前条に該当しない価格であったとき」と、「その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるものを「その最高評価入札者」と、第8条中「最低価格入札者」とあるものを「最高評価入札者」と、「予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者」とあるものを「予定価格の制限の範囲内の価格であり、第4条の価格失格基準に該当しない価格で入札した最高評価入札者以外の者のうち総合評価点の最も高い者」と読み替える。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、財政局長が定める。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行し、施行日以後に入札公告（公募型指名競争入札の公表を含む。）を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年6月1日から施行する。